

## 空き家対策の冊子のご案内

空家等対策特別措置法や民法等の改正を受けて、内容の一部を見直しました。

# 空き家で**損**をしないために…

損する空き家、  
損しない空き家。

— 空き家発生予防のための23箇条 —



兵庫県

空き家は、放置すると劣化し、

資産価値を**損**ねます。

近隣にも迷惑をかけ、税金もあがります。  
対応が遅れると、さらに問題が悪化します。

**損**しないコツは、すぐに対応すること。

いずれ空き家を持つなら、備えを。

使う予定がある空き家は、管理を。

使う予定のない空き家は、処分を。

隣の空き家に困ったら、地域での対応を。

空き家で、**損**しないために、

あなたがやるべきこと知っておこう。



改訂 !!



当冊子の内容は  
ホームページでも  
公開しています。



冊子は、市町の空き家対策担当窓口、  
県住宅政策課等で**無料**配布しています。

兵庫県 まちづくり部 住宅政策課

TEL 078-362-3583

# 空き家で損しないための知識や方法をイラストを交えてわかりやすく紹介します。



## I 空き家を知ろう

「空き家って時々聞くけど、よく分からない」「自分には空き家なんて関係ない」「いったい空き家の何が悪い？」そんなあなたに知ってほしい、空き家のあれこれ。

### 主なコンテンツ

- ・ 迷惑になります
- ・ お金がかかります
- ・ 責任があります
- ・ 相続でもめます



## II 備えよう

いずれは空き家になるけれど、そうってから考えればいいのでは？でも、いったん空き家になると、さらに対応が難しくなります。

### 主なコンテンツ

- ・ 調べよう
- ・ 片づけよう
- ・ 登記しよう
- ・ 話し合おう



## III 管理しよう

空き家は放っておくとすぐに劣化します。いずれ使う時まで、住まいを守るために管理しましょう。

### 主なコンテンツ

- ・ 知らせよう
- ・ きちんと管理しよう
- ・ 賃貸しよう
- ・ 支援制度を活用しよう



## IV 手放そう

使う予定がない空き家を抱えていても価値も下がり、費用もかかるばかり。思い出のある住まいであっても、いつかは処分せざるを得ない日がきます。

### 主なコンテンツ

- ・ 売ろう
- ・ 解体しよう



## V 地域を守ろう

空き家の管理は所有者の責任です。でも、所有者が対応せず、周囲に悪影響を及ぼすこともあります。そんなとき、あなた自身でできることがあります。

### 主なコンテンツ

- ・ わが家を守ろう
- ・ 地域で守ろう

